

川越市農業経営継続支援金交付要綱

(目的)

第1条 市は、コロナ禍における原油価格・物価高騰などにより農業経営における肥料費が増加するなど、農業経営に影響を受けた市内農家等に対し、農業経営が継続できるよう川越市農業経営継続支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

- 2 前項の支援金の交付に関しては、この要綱の定めるところによる。
- 3 支援金については、使用用途の制限はないが、農業経営の維持・発展に活用するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に規定する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農家世帯

川越市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が管理する令和4年6月15日時点の農地台帳（以下「農地台帳」という。）に記載されている世帯をいう。

(2) 経営主

農家世帯の代表者をいう。

(3) 特定農作業受委託

受託者（耕作者）が、基幹的な作業（耕起・整地、播種、収穫等）を行うこと及び生産した農産物を受託者の名義で販売すること等について委託者と契約書において契約を結んでいることをいう。

(4) 現況農地

農業委員会が管理する農地台帳において、現況地目が田又は畠のことをいう。

(5) 借入地

農地法（昭和27年法律第229号）、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）又は農地中間管理事業の推進に関する法（平成25年法律第101号）に基づく権利設定により借り入れている農地をいう。

(6) 遊休農地

農業委員会が実施した令和3年度農地利用状況調査により遊休農地と判定されたものをいう。

(7) 違反転用地

農地法第4条又は第5条に基づく許可又は届出なく農地を転用した土地をいう。

(8) 集落営農組織

「集落」を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農を行う組織をいう。なお、集落内の全ての農家のうち、おおむね過半の農家が参加している場合を含む。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）

は、市内農地等（借入地含む）を10アール以上耕作している次のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内在住の耕作者を有する農家世帯の経営主（農家世帯の経営主が市外在住の場合も含む）。ただし、農家世帯内の市内在住の耕作者だけで市内農地等を10アール以上耕作している農家世帯に限る。

(2) 市内の集落営農組織。

(3) 市内に本店所在地を置く法人。ただし、農地法の許可等を受けて、農地を所有、賃借、使用貸借している農地所有適格法人又は農地所有適格法人以外で農地法第6条又は同法第6条の2に基づき農業委員会に令和3年度分の事業の状況報告等を行った法人に限る。

(4) その他、市長が必要と認める者。

(交付対象地)

第4条 前条各号に規定する者が耕作している次の市内の土地。ただし、遊休農地（令和3年度農地利用状況調査結果によるもの）及び違反転用地は除く。

(1) 農業委員会の農地台帳に記載されている現況農地の土地。

(2) 現況地目が農地以外の土地のうち、施設栽培を行っている土地。

(交付対象取扱い基準)

第5条 交付対象者及び交付対象地に係る対象取扱い基準は、別紙に定めるものとする。

(支援金の額)

第6条 支援金の額は、第4条の交付対象地の面積に10アール当たり3,000円を乗じた額とする。この場合において、100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 支援金の額の算定の基準日は令和4年6月15日とする。

(交付対象者への交付予定額の通知)

第7条 市長は、第3条第1項第1号から第4号までに規定する交付対象者に対し、川越市農業経営継続支援金交付予定通知書（様式第1号。以下「予定通知書」という。）により、交付予定額等をあらかじめ通知するものとする。

(支援金の交付申請及び請求)

第8条 予定通知書により通知を受けた交付対象者が支援金の交付を受けようとするときは、川越市農業経営継続支援金交付申請書兼請求書（様式第2号。以下「申請書兼請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 第3条第1項第1号に規定する者の申請書兼請求書の申請者は経営主とする。また、支援金の振込口座は原則、経営主名義の口座とする。ただし、経営主名義の口座が存在しない等、特別な事情がある場合は、経営主と同じ農家世帯に属する者名義の振込口座を指定できることとする。この場合、市長は、振込口座名義人の公的身分証明書の写し等の提出を求めることとする。なお、市長が特別に認めた場合に限り、経営主以外の者であっても同じ農家世帯に属する者であれば、申請できることとする。

3 第3条第1項第2号及び第3号に規定する者の申請書兼請求書の申請者は代表者とする。また、支援金の振込口座は、同条同項第2号にあっては、代表者名義の口座、同条同項第3号にあっては、法人口座とする。

4 交付対象者は、申請書兼請求書に記載のある内容について確認し、確認事項の記入をしなければならない。

5 交付対象者は、申請書兼請求書の内容に誤りがあるときは、市長へ修正の申告をすることができる。

6 第4条第1項第2号に規定する交付対象地について、交付申請するときは、申請書兼請求書に申請地を記入の上、次に規定する書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 施設栽培を行っている土地の登記事項証明書。
- (2) 該当土地の現況（外観及び施設内での農産物の生産状況）が分かる写真。
- (3) その他、市長が別に定める書類。

（申請期限及び修正期限）

第9条 支援金の申請期限は、令和4年12月9日（消印有効）までとする。なお、第8条第5項の修正申告期限についても同日（消印有効）とする。

（交付決定の通知）

第10条 市長は、第8条の規定による申請があったときは、審査の上、支援金を交付することを決定し、川越市農業経営継続支援金交付決定通知書（様式第3号）により、交付対象者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第11条 市長は、前条により交付決定したときは、速やかに交付対象者に支援金を交付するものとする。

（支援金の返還）

第12条 市長は、偽りその他不正の行為により支援金の交付を受けた者があるときは、支援金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、市長の決裁の日から施行し、令和4年9月20日から適用する。
（この要綱の失効）
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、支援金の交付を受けた者に係る第12条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別紙（第5条関係）

交付対象取扱基準

本要綱第5条に定める基準は次のとおりとする。

1 農地法第4条及び第5条許可地の取扱い

令和4年1月1日から令和4年6月15日までに農業委員会により農地転用許可又は届出された土地については、農業委員会が管理する農地転用許可にかかる台帳に基づき、すべて交付対象外とする。

2 農地法第3条許可地の取扱い

令和3年5月24日から令和4年5月25日までに開催された農業委員会総会において、農地法第3条に基づき許可された土地で、令和4年1月1日時点の農地台帳で所有権移転が確認できなかったものについては、市が土地登記簿謄本により確認する。なお、令和4年6月15日時点で所有権移転が確認された土地については、譲受人（農家世帯にあっては、その経営主）を交付対象者とする。

3 農業経営基盤強化促進法による権利設定等をしている土地の取扱い

- (1) 農業経営基盤強化促進法による利用権が設定されたものについては、農地台帳に記載された耕作者（農家世帯にあっては、その経営主）を交付対象者とする。
- (2) 令和4年1月1日以降に農業経営基盤強化促進法による所有権移転がされたものについては、農地台帳に反映されていないため、市で農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画に係る公告文を確認して反映することで、譲受人（農家世帯にあっては、その経営主）を交付対象者とする。

4 特定農作業受託地の取扱い

特定農作業受託に係る土地については、特定農作業受委託契約書を基に受託者の耕作面積として交付対象とする。なお、農業経営所得安定対策事業等により市が把握している特定農作業受託に係る土地については、事前に受託者の耕作面積として算定し、予定通知書に記載する。一方、市が把握していない土地については、申請時に添付される特定農作業受委託契約書をもって確認する。

5 現況地目が農地以外の土地で施設栽培している土地の取扱い

コンクリート敷で施設栽培している土地については、現況地目が農地以外となっているが、農産物を生産して農業経営を営んでいることから交付対象地とする。

6 遊休農地の取扱い

(1) 本支援金は、耕作している農地を対象とすることから、農業委員会が実施した令和3年度農地利用状況調査により遊休農地と判定されたものは交付対象外とする。ただし、その調査後、遊休農地を解消した土地については、令和4年8月に実施する令和4年度農地利用状況調査における現地調査により判定して、交付対象地とする（令和4年6月15日時点での判定はしないものとする）。

(2) 令和4年度に実施した現地調査により遊休農地と新たに判定された土地については、その時点で耕作されていないものの、令和3年度農地利用状況調査時点では、遊休農地となっていないことから交付対象地とする。

7 違反転用地の取扱い

本支援金は、その目的を農業経営の維持・発展に活用することとしており、農地法第4条又は第5条に基づく許可又は届出なく農地を転用した土地については、その目的に反することから交付対象外とする。

様式第1号（第7条関係）

事務連絡
年月日
様

No.

川越市長 川合 善明
(公印省略)

川越市農業経営継続支援金交付予定通知書

市では、肥料費の増加などの状況を鑑み農家等を支援するため、川越市農業経営継続支援金を交付いたします。

つきましては、下記のとおり交付を予定しておりますので、内容をご確認いただき、申請方法に従って申請を行ってください。

記

1 交付対象者（経営主（法人等にあっては、法人名等））

住所：

氏名：

2 交付予定額

円

※算出方法は下記3の耕作面積10アール（1,000m²）当たりに3,000円を乗じた額としています。

※100円未満の端数は切捨てとしています。

※申請後、実際の算定により交付金額が変わる可能性があります。

3 農業委員会の農地台帳等（令和4年6月15日時点）に記載されている農家世帯耕作面積等

※別紙「交付予定対象地番及び面積一覧表」参照

m²

※市への届出等のない借受農地や遊休農地等（現に耕作されていない農地）は、耕作面積に含まれません。

4 申請方法

上記1から3をご確認いただいた上で、同封の「川越市農業経営継続支援金交付申請書兼請求書」に必要事項の記入及び必要書類をのりづけの上、同封の返信用封筒（切手不要）にて郵送により申請してください。

なお、別紙「交付予定対象地番及び面積一覧表」に修正等がある場合は、修正等の上、同封してください。

5 申請期限

令和4年12月9日（金）（消印有効）

様式第2号（第8条関係）

川越市農業経営継続支援金交付申請書兼請求書

No.

年 月 日

(提出先)

川越市長

申請者 住所：

氏名： 印

**※申請者名は経営主名（法人等にあっては法人名等）
としています。**

私は、下記の確認事項について、理解した上で、支援金の交付を申請します。

記

1 農家世帯耕作面積等 _____ m²

2 交付申請額 _____ 円

※交付単価10アール(1,000m²)当たり3,000円を乗じた額。

※100円未満の端数は切捨てた額。

3 確認事項（下記事項をご理解の上、必ず全ての□に✓をご記入ください。）

チェック項目	川越市農業経営継続支援金の交付申請に関する確認事項
<input type="checkbox"/>	報告・調査・是正のための措置を求められた場合は、協力に応じます。
<input type="checkbox"/>	虚偽の申請によって支援金を受けたときは、支援金の返還が生じることに異存ありません。
<input type="checkbox"/>	私の農家世帯は、記載された農家世帯耕作面積等について耕作を行っています。
<input type="checkbox"/>	本支援金を農業経営の維持・発展に活用します。

私は、上記の確認事項を理解した上で、支援金の交付を請求します。

(署名欄) 氏 名： _____

電話番号： _____

※署名は必ず上記申請者名と同じにしてください。

※裏面があります。

4 振込先口座

振込先名	農協（銀行・信用金庫）
支店名	支店
口座種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人氏名	

※振込先口座は経営主名義の口座としてください。ただし、集落営農組織においては代表者名義の口座、法人の場合は法人口座としてください。

※経営主名義の口座をお持ちでない場合は、振込口座を経営主と同じ農家世帯に属する方の口座に変更することができます。ただし、変更する口座名義人の公的身分証明書（運転免許証等）の写しを添付するとともに下記内容を確認し、経営主の署名をお願いします。

【確認事項】

私は上記口座に支援金が振込まれることについて、異議ありません。

(署名欄) 氏名:

※農家世帯の経営主が自署してください。

振込先金融機関口座確認書類 貼付け欄（のりづけ）

※振込誤り防止のため、上記振込先口座で記入した通帳やキャッシュカード等の写しを貼付けてください（上記に記入した内容が全て分かること確認の上、貼付けをお願いします）。

身分証明書貼付け欄（のりづけ）

※振込先口座を経営主以外の方に変更する場合のみ添付してください。

※振込先口座を変更できるのは、経営主と同じ農家世帯に属する方に限ります。

様式第3号（第10条関係）

事務連絡
年月日

川越市農業経営継続支援金交付決定通知書

様

No.

川越市長 川合 善明
(公印省略)

年 月 日付けで申請のあった支援金の交付については、次のとおり決定したので、川越市農業経営継続支援金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付予定期